

第6期御嵩町障がい福祉計画・
第2期御嵩町障がい児福祉計画

令和3年3月

御嵩町

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景	
2 計画の位置づけ	
3 計画の対象	
4 計画期間	
5 計画の策定体制	
第2章 計画の基本理念と基本的視点	5
1 基本理念	
2 基本的視点	
第3章 御嵩町の現状	6
1 人口の状況	
2 障がい者の状況	
第4章 成果目標	14
1 施設入所者の地域生活への移行	
2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	
3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	
4 福祉施設から一般就労への移行等	
5 障がい児支援の提供体制の整備等	
6 相談支援体制の充実・強化等	
7 障害福祉サービス等の質の向上	
第5章 障害福祉サービス等の利用見込と確保策等	21
1 障害福祉サービス等の実績	
2 障害福祉サービスの利用見込と確保策等	
3 地域生活支援事業の実施に関する事項	
4 障害児通所支援等の利用見込と確保策等	
第6章 計画の推進	36
資料編	37

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

本町では、平成 29 年度に「第3期御嵩町障がい者福祉計画」、「第5期御嵩町障がい福祉計画」及び「第1期障がい児福祉計画」を一体的にまとめた「御嵩町障がい者支えあいプラン」を策定し、障がい福祉施策の推進、計画的なサービスの提供に取り組んでいます。

このうち、第5期御嵩町障がい福祉計画・第1期御嵩町障がい児福祉計画については、令和3年3月をもって計画期間が満了することから、新たに「第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」を策定し、計画的な障害福祉サービス等の提供について計画します。

近年、障がい者を取り巻く制度や法律は、大きな転換期を迎えており、障がいのある人もない人も相互に尊重しあいながら生活する「共生社会」の実現に向け、国において平成30年3月に策定された「第4次障害者基本計画」において、福祉、保健、医療、教育、労働等各分野における施策の方向性が示されました。

平成30年4月に「障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律）」、「児童福祉法」が改正され、障がい者が望む地域生活の支援の充実や、障がい児支援のニーズの多様化への対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備などの見直しが行われるとともに、同年6月の「障がい者文化芸術推進法（障害者による文化芸術活動の推進に関する法律）」の施行による障がい者の文化芸術活動の促進や、令和元年6月には「障害者雇用促進法（障害者の雇用の促進等に関する法律）」が改正され、企業等の法定雇用率の引上げ等の障がい者の雇用の安定が図られるなど、障がい者の社会参加を推進する施策の充実が図られてきています。

本計画は、今後の障害福祉サービス等の提供体制を計画的に確保するための具体的な目標やサービスの必要量の見込を定める計画です。策定にあたっては、御嵩町障がい者支えあいプラン（第3期御嵩町障がい者福祉計画）の基本理念「誰もが理解しあい ともに支えあう やさしいまち みたけ」との整合性を保ち、障がい者が地域で安心して生活できる基盤の整備を進めていきます。

2 計画の位置づけ

(1) 計画の性格

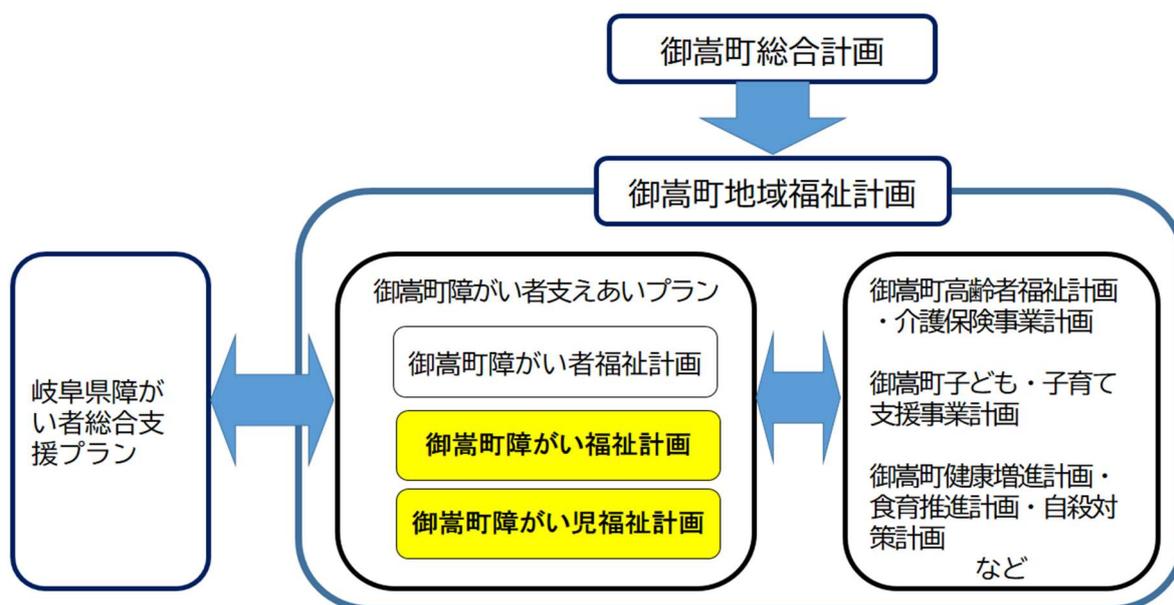
本計画は、障害者総合支援法第 88 条第 1 項に定める市町村障害福祉計画と児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に定める市町村障害児福祉計画を一体的に策定するものです。国の定める指針に即し、障がい者等の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る目標を設定するとともに、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業及び障害児通所支援、障害児相談支援を提供するための体制の確保を総合的・計画的に推進するための計画です。

(2) 根拠法令・市町村障害者計画との関連

障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく「市町村障害者計画」と障がい福祉計画・障がい児福祉計画は、相互に密接な関係があり、関連して施策を進める必要があることから、本計画の策定にあたっては、本町の障がい者福祉施策の基本となる「障がい者支えあいプラン（第 3 期障がい者福祉計画）」により目指す方向性を基本としつつ、岐阜県の「岐阜県障がい者総合支援プラン」との整合性を図りながら、新たな社会の要求や課題を考慮し、必要なサービス等を定めます。

策定にあたっては、「御嵩町総合計画」を上位計画として、町の福祉施策の総合的な計画である「御嵩町地域福祉計画」を基本とし、「御嵩町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」「御嵩町子ども・子育て支援事業計画」といった、保健、福祉等に関連する他の計画との整合性を保ちながら策定します。

○計画の位置づけ



3 計画の対象

「障がい者」とは、障害者基本法に規定する障がい者や、障害者総合支援法・児童福祉法に基づくサービス給付を受ける障がい者をいいますが、共生社会の実現のためには、障がいの有無にかかわらず、広く町民の理解と協力が必要であるため、本計画は、すべての町民を対象とします。

【障害者基本法 第2条】

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者をいう。

【障害者総合支援法 第4条】

- 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
- 知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く）のうち18歳以上である者
- 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であつて18歳以上である者
- 児童福祉法第4条第2項に規定する障害児（満18歳に満たない者）

4 計画期間

本計画の計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。また、次期計画は、令和6年度からの第4期御嵩町障がい者福祉計画との一体的な策定を検討します。



5 計画の策定体制

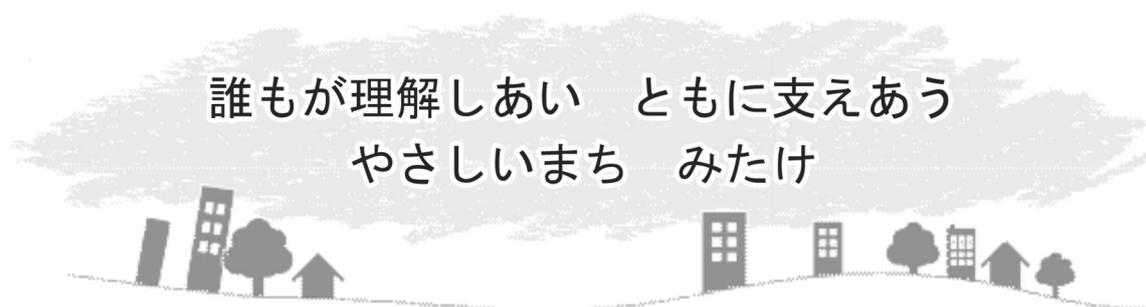
本計画の策定にあたっては、本町における人口、障がい者の状況等の統計資料を取りまとめるとともに、障害福祉サービス等の利用実績の分析を行いました。また、御嵩町地域自立支援協議会における協議及び有識者、社会福祉関係団体等の代表者、関係行政機関等の職員等で構成する「御嵩町地域福祉計画等策定委員会」において、計画策定のための検討を行いました。

第2章 計画の基本理念と基本的視点

1 基本理念

「御嵩町障がい者支援あいプラン」においては、「誰もが理解しあい ともに支えあう やさしいまち みたけ」を基本理念に掲げ、障がい者が地域で安心して暮らすため、差別の解消等の理解促進や切れ目のない支援を実現することで、誰もが理解しあい、身近な地域でともに支えあう共生社会を目指しています。

本計画においても、御嵩町障がい者支援あいプランを基本とし、引き続き、「誰もが理解しあい ともに支えあう やさしいまち みたけ」を基本理念として、障がいの有無に関わらず、住み慣れた家庭や地域の中で安心して暮らすことのできるまちをめざすことを基本とします。



2 基本的視点

基本理念と同様に、本計画においても、基本とする御嵩町障がい者支援あいプランで掲げる「地域での共生」「サービス提供体制の充実」「就労、社会参加の促進」「地域における支援体制づくり」の4つの視点を基本的視点として計画を推進します。

第3章 御嵩町の現状

1 人口の状況

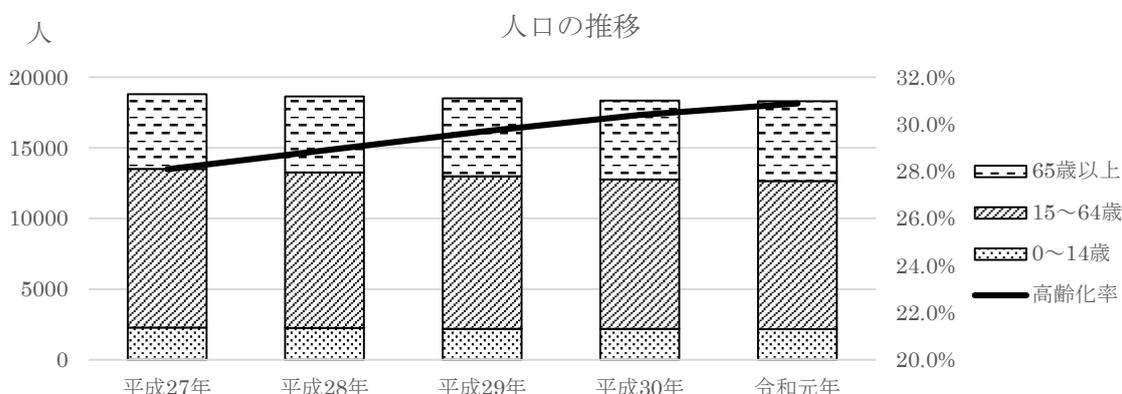
本町の人口は、令和元年10月1日現在で18,296人となっており、緩やかな減少傾向が続いています。

年齢階層別の構成をみると、0～14歳（年少人口）、15～64歳（生産年齢人口）は引き続き減少傾向にある一方、65歳以上（高齢者人口）は増加傾向にあり、高齢化率は令和元年で30.9%となっています。

年齢3区分別人口の推移

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
総人口	18,797	18,645	18,498	18,359	18,296
0～14歳	2,276	2,250	2,196	2,179	2,160
15～64歳	11,235	11,010	10,806	10,598	10,491
65歳以上	5,286	5,385	5,496	5,582	5,645
高齢化率	28.1%	28.9%	29.7%	30.4%	30.9%

資料:住民環境課（各年10月1日現在）



2 障がい者の状況

(1) 手帳所持者の状況

①身体障害者手帳所持者

令和元年度の身体障害者手帳所持者は792人で、緩やかな減少傾向にあります。

障がいの等級別では、1級が232人と最も多く、1級、2級の重度障がい者が全体の45.5%と全体の半数近くを占めています。

障がいの種類別でみると、肢体不自由が436人と最も多く、55.1%を占めています。

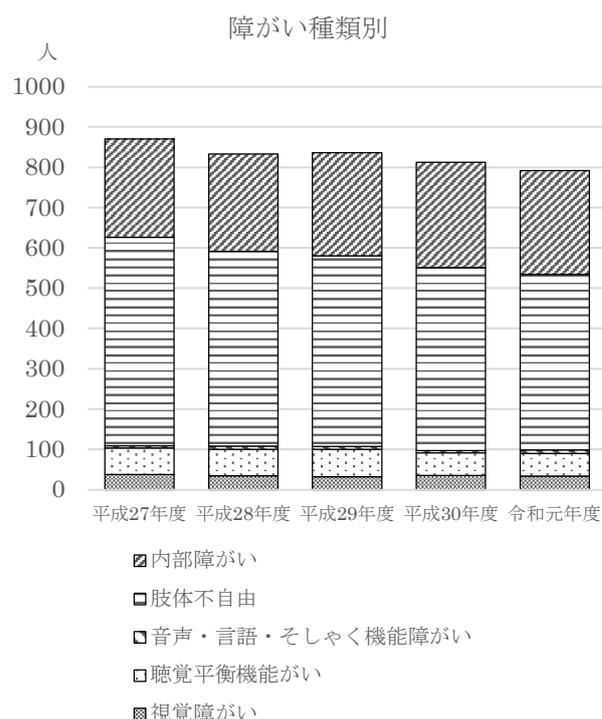
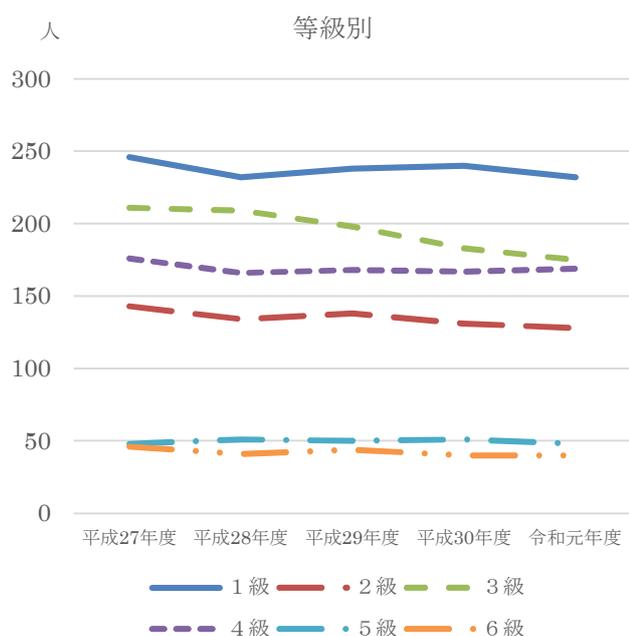
次いで内部障がいが 258 人（32.6%）で、あわせて全体の8割以上を占めています。

身体障害者手帳所持者数（等級・種類別）の推移

(人)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1級	246 28.3%	232 27.9%	238 28.5%	240 29.6%	232 29.3%
2級	143 16.4%	134 16.1%	138 16.5%	131 16.1%	128 16.2%
3級	211 24.3%	209 25.1%	198 23.7%	183 22.5%	175 22.1%
4級	176 20.2%	166 19.9%	168 20.1%	167 20.6%	169 21.3%
5級	48 5.5%	51 6.1%	50 6.0%	51 6.3%	48 6.1%
6級	46 5.3%	41 4.9%	44 5.3%	40 4.9%	40 5.1%
合計	870	833	836	812	792
人口に対する割合	4.63%	4.45%	4.47%	4.42%	4.33%
視覚障がい	37 4.3%	34 4.1%	32 3.8%	35 4.3%	33 4.2%
聴覚平衡機能障がい	66 7.6%	66 7.9%	68 8.1%	56 6.9%	57 7.2%
音声・言語・ そしゃく機能障がい	6 0.7%	8 1.0%	7 0.8%	6 0.7%	8 1.0%
肢体不自由	517 59.4%	483 58.0%	473 56.6%	454 55.9%	436 55.1%
内部障がい	244 28.0%	242 29.1%	256 30.6%	261 32.1%	258 32.6%

資料: 福祉課社会福祉係（各年度3月31日現在）



②療育手帳所持者の状況

令和元年度の療育手帳所持者は 172 人で、増加傾向にあります。

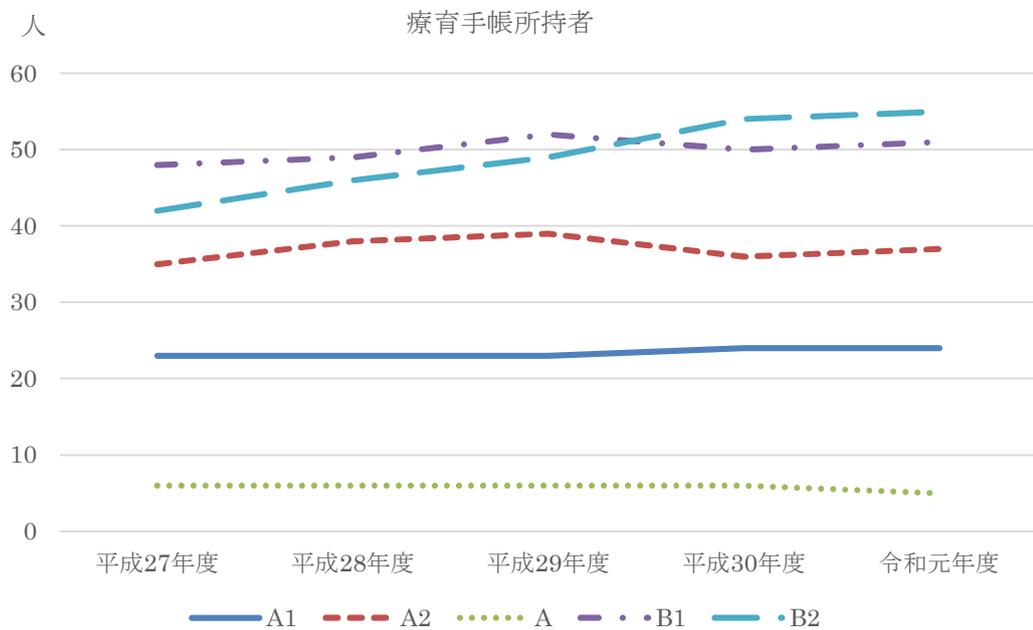
障がいの等級別では、B 2 が 55 人、B 1 が 51 人と軽度・中度が多く、次いで A 2 が 37 人、A 1 が 24 人となっています。A 1、A 2、B 1 には大きな変動がみられませんが、B 2 は増加傾向にあります。

療育手帳所持者数の推移

(人)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
A 1 (最重度)	23 14.9%	23 14.2%	23 13.6%	24 14.1%	24 14.0%
A 2 (重度)	35 22.7%	38 23.5%	39 23.1%	36 21.2%	37 21.5%
A	6 3.9%	6 3.7%	6 3.6%	6 3.5%	5 2.9%
B 1 (中度)	48 31.2%	49 30.2%	52 30.8%	50 29.4%	51 29.7%
B 2 (軽度)	42 27.3%	46 28.4%	49 29.0%	54 31.8%	55 32.0%
合計	154	162	169	170	172
人口に対する割合	0.82%	0.83%	0.91%	0.93%	0.94%

資料: 福祉課社会福祉係 (各年度3月31日現在)



③精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

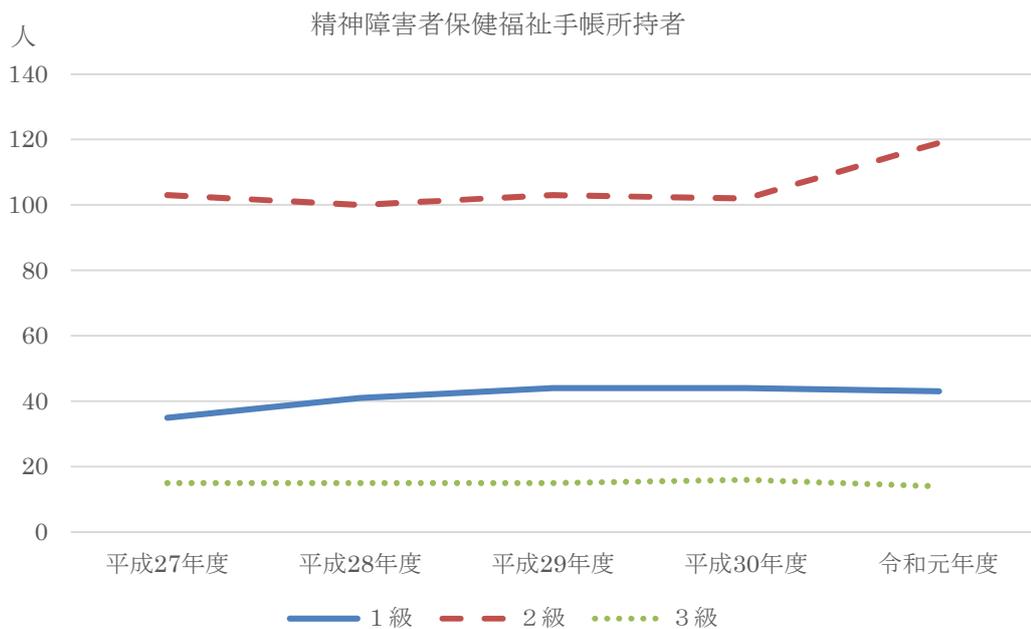
令和元年度の精神障害者保健福祉手帳所持者は 176 人で、増加傾向にあります。
等級別では、2級が 119 人と最も多くを占めています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

(人)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1級	35 22.9%	41 26.3%	44 27.2%	44 27.2%	43 24.4%
2級	103 67.3%	100 64.1%	103 63.6%	102 63.0%	119 67.6%
3級	15 9.8%	15 9.6%	15 9.3%	16 9.9%	14 8.0%
合計 人口に対する割合	153 0.81%	156 0.84%	162 0.88%	162 0.88%	176 0.96%

資料: 福祉課社会福祉係 (各年度3月31日現在)



(2) 難病患者の状況

障害者総合支援法の対象となる難病等は、令和元年7月1日までに 361 疾病が指定されています。令和元年度の難病患者は 91 人 (34 疾病) で、平成 28 年度以降で減少しています。

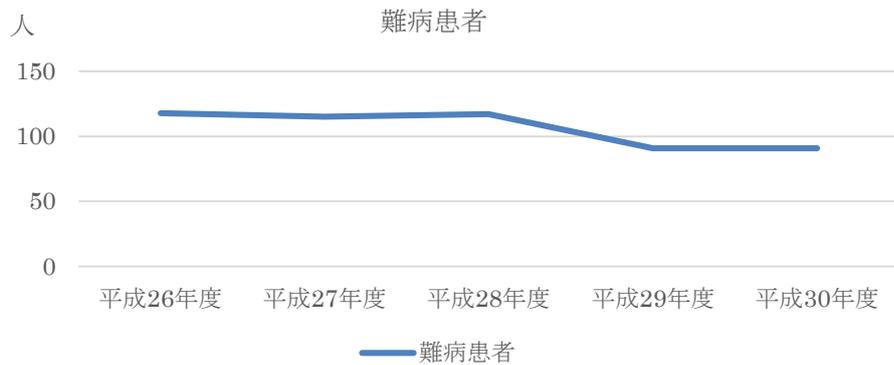
難病患者の状況

(人)

項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
難病患者数	118	115	117	91	91

資料: 可茂地域の公衆衛生 (各年度3月31日現在)

※令和元年度数値は令和2年度末に集計結果が出るため未掲載



(3) 自立支援医療受給者の状況

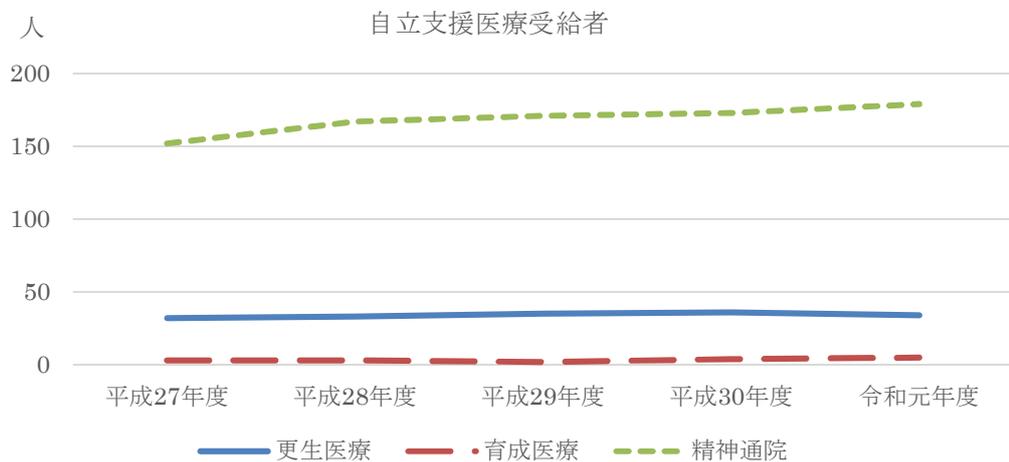
更生医療、育成医療の受給者には大きな変動はみられませんが、精神通院医療の受給者は令和元年度で179人となり、増加傾向にあります。

自立支援医療受給者の推移

(人)

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
更生医療	32	33	35	36	34
育成医療	3	3	2	4	5
精神通院	152	167	171	173	179

資料: 福祉課社会福祉係 (各年度3月31日現在)



(4) 障がいのある子どもの状況

①保育園の状況

本町には町立保育園3か所、私立保育園が1か所の計4か所の保育園あり、障がいのある児童の集団生活への適応、保護者の意向などを総合的に判断し、加配保育士による障がい児保育を実施しています。

保育園の障がい児（手帳所持者）の受け入れ状況

(人)

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
公立	上之郷	1	1	0	0	1
	中	0	0	2	2	1
	伏見	2	0	1	1	1
私立	御嵩	1	1	0	1	2
合計		4	2	3	4	5

資料: 加配保育士数表より(基準日各年度4月1日)

②小・中学校(特別支援学級)、特別支援学校への通学状況

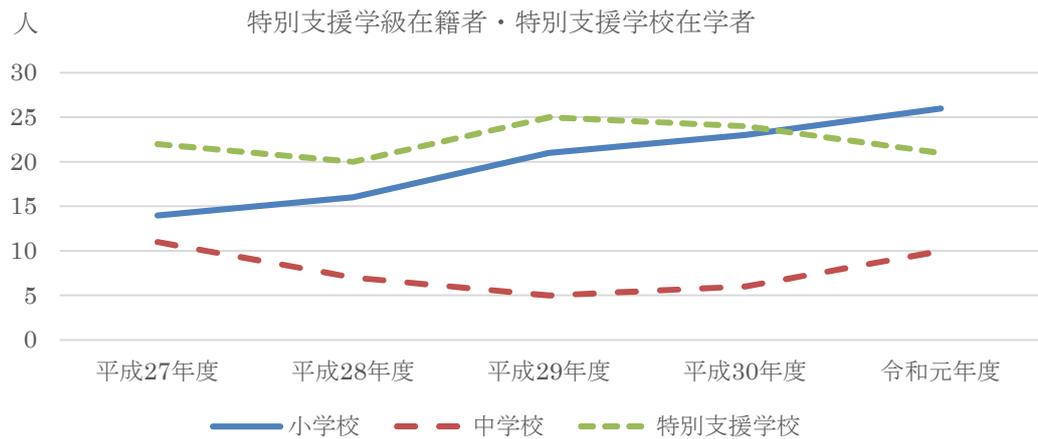
町内には、小学校が3校、中学校が3校あり、このうち特別支援学級は小学校で6学級、中学校で4学級となっています。在籍者数は小学生が26人、中学生が10人となっており、小学校、中学校ともに増加傾向にあります。特に小学校における増加が顕著で、指導時間の確保が困難になってきています。また、特別支援学校への通学者は、年度によって増減があります。

小・中学校(特別支援学級)・特別支援学校への通学状況

(人)

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
小学校	学校数	3	3	3	3	3
	特別支援学級数	5	5	5	6	6
	在籍者数	14	16	21	23	26
中学校	学校数	3	3	3	3	3
	特別支援学級数	4	4	3	2	4
	在籍者数	11	7	5	6	10
特別支援学校	小学部	4	5	5	4	5
	中学部	9	8	7	4	2
	高等部	9	7	13	16	14
	合計	22	20	25	24	21

資料: 学校基本調査(基準日各年度5月1日)



(5) 施設入所者等の状況

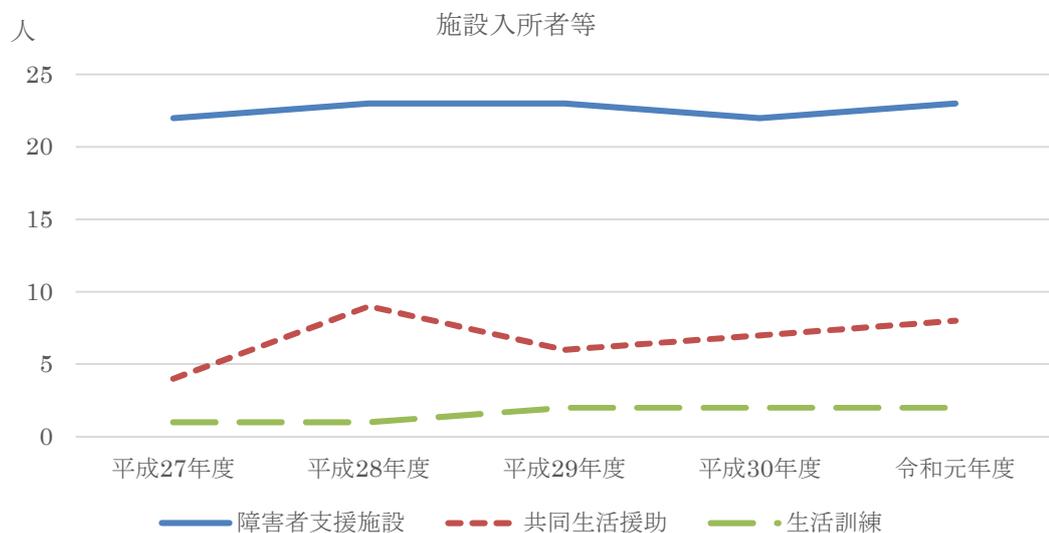
障害者支援施設へは、令和元年度末現在 23 人の障がい者が入所しています。また、共同生活援助（グループホーム）は8人、生活訓練施設は2人が利用しています。それぞれ大きな変動はありません。

障害者施設入所者等の状況

(人)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
障害者支援施設	22	23	23	22	23
共同生活援助 (グループホーム)	4	9	6	7	8
生活訓練	1	1	2	2	2

資料：福祉課社会福祉係（各年度3月31日現在）



障害者支援施設入所者（所在地別）

（人）

所在地	可児市	白川町	八百津町	関市	土岐市	多治見市	瑞浪市	中津川市	岐阜市	山県市	合計
人数	6	4	1	3	1	2	3	1	1	1	23

資料: 福祉課社会福祉係（令和2年3月31日現在）

共同生活援助利用者（所在地別）

（人）

所在地	御嵩町	可児市	川辺町	土岐市	多治見市	岐阜市	羽島市	合計
人数	2	1	1	1	1	1	1	8

資料: 福祉課社会福祉係（令和2年3月31日現在）

生活訓練施設利用者（所在地別）

（人）

所在地	美濃市	合計
人数	2	2

資料: 福祉課社会福祉係（令和2年3月31日現在）

第4章 成果目標

基本指針においては、障害福祉サービス等の提供体制の確保等に係る目標を定めることが求められています。本計画においては、これまでの実績及び地域の実情を踏まえ、施設入所者の地域生活への移行、地域生活支援拠点等が有する機能の充実、福祉施設から一般就労への移行等、相談支援体制の充実・強化等、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組について、成果目標を定めます。

1 施設入所者の地域生活への移行

障がい者等の自立支援の観点から、施設に入所している人が、自宅やグループホームに移って自立した地域生活を送ることができることをめざし、令和5年度における成果目標を定めます。

【国の基本指針】

- ①令和5年度末時点で、令和元年度末時点の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行する。
- ②令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者から1.6%以上削減する。

【目標設定の考え方】

- 国の基本指針に基づき、本町の施設入所者数を、令和元年度末の23人から1人の削減を進めるとともに、令和5年度末までの地域生活移行者数の目標を2人とします。

●第6期計画における成果目標

項目	令和元年度末	令和5年度末	考え方
施設入所者数	23人	22人	
施設入所から地域生活への移行者数		2人	国の基本指針による目標 $23人 \times 6\% \div 2人$
施設入所者の削減数		1人	国の基本指針による目標 $23人 \times 1.6\% \div 1人$

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい生活ができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて具体的な取り組みを展開する指標として、保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催などの活動指標を定めます。

【国の基本指針】

- ①令和5年度における精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数の平均を316日以上とする。
- ②令和5年度末の65歳以上及び65歳未満の精神病床における1年以上長期入院患者数の目標値を設定する。
- ④令和5年度における入院3か月後の精神病床からの早期退院率を69%以上とする。
- ⑤令和5年度における入院6か月後の精神病床からの早期退院率を86%以上とする。
- ⑥令和5年度における入院1年後の精神病床からの早期退院率を92%以上とする。

【活動指標の考え方】

- 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築するための活動指標は、岐阜県の目標に沿ったものとします。
- 障がいの程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの機能について検討を進めます。
- 精神障がい者の家族に対する支援の充実に向け、保健、医療、福祉関係者の協議の場を活用し、検討を進めます。

●第6期計画における活動指標

項目	令和元年度実績	令和5年度見込	考え方
保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	10回	10回	中濃圏域での勉強会等への参加
保健、医療、福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	20人	30人	上記参加のべ人数
保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	10回	10回	中濃圏域での勉強会等において実施
精神障がい者の地域移行支援	0人	1人	令和元年度実績をもとに令和5年度末の状況を見込みます。
精神障がい者の地域定着支援	0人	1人	
精神障がい者の共同生活援助	3人	4人	
精神障がい者の自立生活援助	0人	1人	

3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

障がい者が安心して地域生活を送れるよう支援する地域生活支援拠点等の設置と機能の充実について、令和5年度までにおける成果目標を定めます。

【国の基本指針】

令和5年度までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討することを基本とする。

【目標設定の考え方】

- 令和元年度から推進している、中濃圏域の事業所との連携による地域生活支援拠点等の面的整備を今後も推進し、地域生活支援拠点等の趣旨、必要性等について周知を図り、参加事業所の増加を目指します。
- 地域生活支援拠点等の面的な体制の強化に取り組むとともに、その運用状況の検証、検討が年1回以上行える体制を構築します。

●第6期計画における成果目標

項目	令和元年度	目標	考え方
地域生活支援拠点等の数	1か所	1か所	事業所との連携による面的整備を実施する。
運用状況の検証、検討の回数		年1回	自立支援協議会において実施する。

4 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設から一般就労への移行促進、一般就労後の職場定着を図るため、令和5年度までにおける成果目標を定めます。

【国の基本指針】

- ①令和5年度中の福祉施設から一般就労への移行者が令和元年度の移行実績の1.27倍以上の実績を達成することを基本とする。
 - ・就労移行支援事業は、令和元年度の実績の1.30倍以上を基本とする。
 - ・就労継続支援A型事業は、令和元年度実績の概ね1.26倍以上を基本とする。
 - ・就労継続支援B型事業は、令和元年度実績の概ね1.23倍以上を基本とする。
- ②令和5年度中の一般就労移行者のうち7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。

③令和5年度において就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所が全体の7割以上となることを基本とする。

【目標設定の考え方】

- 本町の令和元年度末の一般就労移行者数は2人、また、就労移行支援事業の利用者は2人でした。
- 令和5年度末における一般企業等に就労する人の目標を5人とし、そのうち就労移行支援事業利用者が1人、就労継続支援A型事業利用者が3人、就労継続支援B型事業利用者が1人と設定します。
- 町内に就労定着支援事業所がありませんが、事業所の誘致等の際には、就労定着率が8割以上になるよう指導、助言等を行います。

●第6期計画における成果目標

項目	令和元年度末	目標	考え方
就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数	2人	5人	国の基本指針による目標 $2人 \times 1.27 \div 3人以上$
就労移行支援事業の利用者	0人	1人	$0人 \times 1.30 = 0人以上$
就労継続支援A型事業の利用者	2人	3人	$2人 \times 1.26 \div 3人以上$
就労継続支援B型事業の利用者	0人	1人	$0人 \times 1.23 = 0人以上$
一般就労移行者のうち就労定着支援事業利用者数		4人	$5人 \times 0.7 \div 4人$
就労定着率8割以上の就労定着支援事業所の割合		—	町内に事業所がないため目標を設定できません。

5 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児支援提供体制の整備を図るため、令和5年度までにおける成果目標及び活動指標を定めます。

【国の基本指針】

- ①児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。単独での設置が困難な場合は、圏域での設置であっても差し支えない。
- ②保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築することを基本とする。
- ③令和5年度末までに重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所確保することを基本とする。単

独での確保が困難な場合は、圏域での確保であっても差し支えない。

- ④令和5年度末までに各都道府県、各圏域及び各市町村において医療的ケア児支援の協議の場を設けるとともに医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合は、都道府県が関与したうえで圏域での設置であっても差し支えない。

【目標設定の考え方】

- 児童発達支援センターについては、令和5年度末までに、町内において少なくとも1か所を確保することを目標とします。
- 保育所訪問支援については、令和5年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制を構築します。
- 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所や放課後等デイサービスの確保については、令和5年度末までに中濃圏域において、少なくとも1か所確保することを目標とします。
- 医療的ケア児支援については、令和5年度までに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児に関するコーディネーターを配置します。
- 保護者等が子どもの発達障がいを理解し、必要な知識や方法を学ぶペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の周知をするとともに、岐阜県等が実施する研修等へ参加することによる発達障がいを支援する人材の育成を図ります。

●第6期計画における成果目標

項目	令和元年度末	令和5年度目標	考え方
児童発達支援センターの設置	なし	町内で1か所	国の指針による目標
保育所等訪問支援の利用体制	なし	体制の構築	国の指針による目標
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス	なし	中濃圏域で1か所	国の指針による目標
医療的ケア児支援のための協議の場の設置	なし	町内で設置	国の指針による目標
医療的ケア児に関するコーディネーターの配置		町内で配置	国の指針による目標

●第6期計画における活動指標

項目	令和元年度実績	令和5年度見込	考え方
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者	0人	1人	支援プログラム等の参加者
ペアレントメンターの人数	0人	1人	岐阜県等が実施する研修等の参加者
ピアサポート活動への参加人数	0人	1人	ピアカウンセリング等の参加者

6 相談支援体制の充実・強化等

障がい者、障がい児への相談支援体制の充実・強化を図るため、令和5年度までにおける成果目標を定めます。

【国の基本指針】

①令和5年度末までに各市町村または各圏域で、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制強化を実施する体制を確保することを基本とする。

【目標設定の考え方】

- 総合的・専門的な相談支援の実施については、基幹相談支援センターの設置により確保します。
- 地域の相談支援体制の強化については、自立支援協議会を通じて基幹相談支援センター等による地域の相談支援事業者への支援を実施するとともに、中濃圏域での勉強会等を通じて支援の機会を確保することを目標とします。

●第6期計画における成果目標

項目	令和元年度実績	令和5年度見込	考え方
総合的・専門的な相談支援（基幹相談支援センター）	設置	設置	基幹相談支援センターを引き続き設置する。
地域の相談支援事業者への指導・助言		年10回	自立支援協議会等において、専門的な指導・助言の場を確保する。
地域の相談支援事業者の人材育成の支援		年10回	自立支援協議会における事例検討等を通じた人材育成の機会を確保する。
地域の相談機関との連携強化の取組		年10回	自立支援協議会等において相談支援に関する協議の場を確保する。

7 障害福祉サービス等の質の向上

適切な障害福祉サービスや障害児通所支援等の提供と、その質の向上を図るため、令和5年度までにおける成果目標を定めます。

【国の基本指針】

①令和5年度末までに障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

【目標設定の考え方】

○障害福祉サービス等の質を向上させる取組については、岐阜県等が実施する障害福祉サービス等に関する研修等へ職員が参加するとともに、審査支払システム等による審査結果の分析を活用し、関係機関と共有する体制を構築します。

●第6期計画における成果目標

項目	令和元年度実績	令和5年度見込	考え方
障害福祉サービス等に係る研修の活用		1人	岐阜県等が実施する研修等へ職員が参加する。
審査支払システム等による審査結果の分析を活用し事業所や関係自治体等と共有する体制の会議等の実施		年1回	自立支援協議会等において分析結果等を共有する。

第5章 障害福祉サービス等の利用見込と確保策等

1 障害福祉サービス等の実績

(1) 障害福祉サービスの実績

居宅介護、同行援護などの訪問系サービスは利用の減少がみられます。
多くのサービスにおいて、年度により利用の増減がみられます。

障害福祉サービスの実施状況

サービス名	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
居宅介護	人	20	19	22	14	23	19
	時間	236	166	233	126	231	137
重度訪問介護	人	0	0	0	0	0	0
	時間	0	0	0	0	0	0
同行援護	人	3	3	2	1	2	1
	時間	36	28	37	6	39	3
行動援護	人	3	3	2	3	2	3
	時間	10	12	10	12	9	12
重度障害者等 包括支援	人	0	0	0	0	0	0
	時間	0	0	0	0	0	0
生活介護	人	61	62	62	61	63	63
	人日	1,122	1,163	1,133	1,170	1,145	1,141
自立訓練 (機能訓練)	人	0	0	0	0	0	0
	人日	0	0	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	人	1	2	1	2	1	3
	人日	24	27	25	28	26	16
就労移行支援	人	5	3	6	2	6	5
	人日	63	43	66	44	69	36
就労継続支援 (A型)	人	23	27	24	26	25	29
	人日	431	514	453	454	475	456
就労継続支援 (B型)	人	21	14	22	19	23	25
	人日	321	238	323	312	325	359
就労定着支援	人	2	0	2	0	2	0
療養介護	人	1	0	1	0	1	0
短期入所 (福祉型)	人	11	14	12	4	12	5
	人日	46	50	44	10	42	18
短期入所 (医療型)	人	0	0	0	0	0	0
	人日	0	0	0	0	0	0
施設入所支援	人	23	22	23	23	21	23
共同生活援助	人	7	8	9	8	10	9
自立生活援助	人	0	0	0	0	0	0
計画相談支援	人	27	19	28	25	29	26
地域移行支援	人	1	0	1	0	1	0
地域定着支援	人	1	0	1	0	1	0

※令和2年度実績は、令和2年11月分までの実績による推計値。

資料: 福祉課社会福祉係

(2) 地域生活支援事業の実績

必須事業の一部は、利用等がない事業があります。また、利用がある事業については、年度により増減があります。

基幹相談支援センターは、令和2年度からは御嵩町社会福祉協議会へも委託し、相談支援機能の強化を図っています。

地域生活支援事業の実施状況

サービス名等	区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	無	有	無	有	無
自発的活動支援事業	実施の有無	有	無	有	無	有	無
障害者相談支援事業	箇所	6	6	6	6	6	7
基幹相談支援センター	実施の有無	無	有	無	有	有	有
市町村相談支援機能強化事業	実施の有無	無	無	無	無	有	無
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無	有	無
成年後見制度利用支援事業	実利用者数	1	0	1	0	1	0
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	無	有	無
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件数	5	25	5	14	5	0
手話通訳者設置事業	人数	0	0	0	0	0	0
介護・訓練支援用具	件	3	2	3	2	3	1
自立生活支援用具	件	4	5	4	2	4	3
在宅療養等支援用具	件	10	4	10	1	10	3
情報・意思疎通支援用具	件	4	0	4	3	4	0
排泄管理支援用具	件	360	439	360	420	360	512
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	件	1	0	1	0	1	0
手話奉仕員養成研修事業	講習終了者数	4	4	4	3	4	- (中止)
移動支援事業	実利用者数	15	11	15	15	15	6
	利用時間数	830	985	830	753	830	434
地域活動支援センター事業	箇所(町内)	0	0	0	0	0	0
	箇所(町外)	3	3	3	3	3	3
	延べ利用者数	840	561	840	703	840	694
訪問入浴事業	実利用者数	1	0	1	0	1	1
日中一時支援事業	実利用者数	27	26	31	23	35	25

※令和2年度実績は、令和2年11月分までの実績からの推計値。

資料: 福祉課社会福祉係

(3) 障害児通所支援等の実績

児童発達支援については、見込量を上回る利用量で推移しています。放課後等デイサービスについては、見込量を下回る状況が続くものの、令和2年度になって増加に転じています。

障害児通所支援等の実施状況

サービス名	区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
児童発達支援	人/月	1	4	1	4	1	2
	人日/月	9	23	8	23	8	9
放課後等デイサービス	人/月	25	22	25	16	26	21
	人日/月	305	219	311	188	317	233
保育所等訪問支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
医療型児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	人/月	3	7	3	3	3	3

※令和2年度実績は、令和2年11月分までの実績からの推計値。

資料：福祉課社会福祉係

2 障害福祉サービスの利用見込と確保策等

(1) 訪問系サービス

① サービスの概要

サービス名	サービスの内容
居宅介護	障がい者の自宅で、入浴・排泄・食時等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助を行います。
重度訪問介護	常に介護を必要とする肢体の重度障がい者に、自宅で入浴・排泄・食時等の介護、外出時における移動介護などを総合的にを行います。
同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障がい者に、移動時または外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む）や必要な移動の援護、排泄、食事の介護を行います。
行動援護	常に介護を必要とし、知的障がいや精神障がいによって行動上著しい困難を有する方に、行動する時に生じる可能性のある危険を回避するために、必要な援護や外出時の移動介護等を行います。
重度障害者等包括支援	常に介護を必要とし、意思疎通および障がいによって行動上著しい困難を有する方に、居宅介護、生活介護、短期入所等の支援を包括的にを行います。

② 第6期計画における見込量算出の考え方

○ 平成 30 年度から令和2年度の利用者数および利用量の実績を勘案し、令和5年度までの見込量を算出します。

③ 第6期計画における見込み

サービス名	区分	第6期計画（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	人/月	16	18	19
	時間/月	156	175	185
重度訪問介護	人/月	0	0	0
	時間/月	0	0	0
同行援護	人/月	2	2	3
	時間/月	17	17	26
行動援護	人/月	3	3	3
	時間/月	12	12	12
重度障害者等包括支援	人/月	0	0	0
	時間/月	0	0	0

④ 見込量の確保に向けた方策

- 一人ひとりの状況に応じて必要なサービスを提供できるよう、サービス提供体制の整備に努めます。
- 近隣市町においても重症心身障がい者へ支援が提供できるよう連携に努めます。
- 事業を行う意向を有する事業者の把握に努め、広く情報提供を行い、障害者総合支援法やニーズ等を周知し、新規参入を働きかけます。
- 高い専門性が必要とされる重度訪問介護や行動援護・同行援護が提供できるよう事業所の確保に努めます。
- 障がいのある人の利用ニーズを把握し、適切なサービスが提供できるよう努めるとともに、サービス提供事業者に対して専門的人材の確保とその質的向上を図るよう引き続き働きかけていきます。

(2) 日中活動系サービス

① サービスの概要

サービス名	サービスの内容
生活介護	常に介護を必要とする方に、主に昼間に施設で入浴や排泄、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。
自立訓練（機能訓練）	病院や施設を退院・退所した方が、自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、一定期間、身体機能向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練（生活訓練）	病院や施設の退院・退所者が、自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、一定期間、生活能力向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般就労を目指す方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のための訓練を行います。
就労継続支援（A型）	一般就労が困難な方と雇用契約を結び、就労の機会の提供や生産活動の提供、知識や能力向上のための訓練を行います。
就労継続支援（B型）	企業等や就労継続支援A型での就労経験があり、年齢や体力の面で雇用されることが困難になった方や、雇用契約に結び付かなかった方に、就労機会や生産活動の場、就労に向けた支援等を行います。
就労定着支援	障がい者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。
療養介護	常に医療及び介護を必要とする方で、主に昼間に病院等において機能訓練、療養上の管理、医学的管理のもとでの介護や日常生活上の支援等を行います。
短期入所（福祉型）	居宅での介護者が病気などにより介護できない場合に、施設等で短期間入所し、入浴、排泄、食事の介護を行います。
短期入所（医療型）	居宅での介護者が病気などにより、介護できない場合に、施設等で短期間入所し、入浴、排泄、食事の介護および医学的管理のもとでの治療等を行います。

② 第6期計画における見込量算出の考え方

- 平成 30 年度から令和2年度の利用者数および利用量の実績を勘案し、令和5年度までの見込量を算出します。
- また、特別支援学校からの新規卒業による利用者数、施設入所からの移行者数を勘案しています。

③ 第6期計画における見込み

サービス名	区分	第6期計画（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人/月	62	63	63
	人日/月	1141	1160	1160
自立訓練（機能訓練）	人/月	0	0	0
	人日/月	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	人/月	3	3	3
	人日/月	42	42	42
就労移行支援	人/月	2	2	3
	人日/月	37	37	55
就労継続支援（A型）	人/月	25	26	27
	人日/月	463	481	500
就労継続支援（B型）	人/月	22	22	22
	人日/月	366	366	366
就労定着支援	人/月	1	1	1
療養介護	人/月	0	1	1
短期入所（福祉型）	人/月	6	8	10
	人日/月	21	28	35
短期入所（医療型）	人/月	0	0	0
	人日/月	0	0	0

④ 見込量の確保に向けた方策

- 利用者のニーズにあった日中活動が送れるようサービスの提供体制整備に努めます。
- 必要な福祉サービスを身近な地域で利用することができるよう、サービス提供事業者を確保するため、事業を実施する意向がある事業者の把握に努めるとともに、広く情報提供を行う等により、多様な事業者の参入を促進します。
- 障がい者のニーズとサービス提供との隔たりなどの課題を見極め、ニーズに即した使いやすいサービスを提供し、地域生活への移行を進めるため、施設入所者に対し、日中活動系サービスの利用を促進します。
- 通所施設へ通所しやすい環境づくりに努めます。
- 障がい者の就職準備のための訓練等の場を提供し、職域拡大・各種相談事業を行

う相談支援事業所の運営を支援します。

- 町行政機関や公共職業安定所・障害者職業センター・就労系サービス事業所などとの連携を図りながら「障害者雇用促進法」に基づく各種の助成制度や優遇措置等について啓発活動を行います。
- 相談・情報提供・職場開発等のスタッフ及び機能を充実し、一般就労に移行した障がいのある人が、安定した就労生活を継続できるよう支援を行います。
- 就労移行支援事業を活用した「職場定着支援」を企業へPRし、利用促進を働きかけ、一般就労した障がいのある人の就労定着支援に努めます。
- 身近な場所で就労ができるようにするため、事業所の確保に努めるとともに、交通費の助成など、ハード面、ソフト面、両面の整備を行っていきます。

(3) 居住系サービス

① サービスの概要

サービス名	サービスの内容
施設入所支援	障害者支援施設等の入所者に対して、主に夜間に入浴、排泄、食事の介護などのサービスを行います。
共同生活援助（グループホーム）	地域で共同生活を営む住宅において、相談や日常生活の援助、介護を行います。
自立生活援助	定期的に居宅を訪問し、家事などに課題はないか、体調に変化はないか等の確認をし、必要な助言を行うとともに、利用者からの相談や要請により訪問等による対応を行います。

② 第6期計画における見込量算出の考え方

- 平成30年度から令和2年度の利用者数および利用量の実績を勘案し、令和5年度までの見込量を算出します。
- 共同生活援助については、新たに開設予定の事業所を勘案しています。
- また、施設入所からの地域移行者数を勘案しています。

③ 第6期計画における見込み

サービス名	区分	第6期計画（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設入所支援	人/月	23	23	22
共同生活援助	人/月	15	16	17
自立生活援助	人/月	0	0	0

④ 見込量の確保に向けた方策

- 地域生活への移行を進めるため、障がいの程度や社会適応能力などに応じて居住形態の選択の幅を広げられるよう、国・県等の施設整備補助制度について、指定障害福祉サービス事業者に対し、わかりやすい情報提供に努め、グループホームの整備について施設・事業所への働きかけを行うとともに、近隣市町と連携し、推進していきます。
- 施設整備に対し、地域住民の理解と協力を求めていくとともに、グループホームなどで体験的に地域生活を行うなど、地域生活への移行を支援します。
- 円滑な地域生活が送れるよう、障がいのある人に対する地域住民の理解と協力が得られるように啓発活動を推進します。
- 施設入所待機者の現況を確認し、ニーズの把握と地域生活継続の可能性等を検討します。

(4) 相談支援

① サービスの概要

サービス名	サービスの内容
計画相談支援	障害福祉サービスまたは地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援など）を利用する全ての方に、相談支援専門員がサービスの利用のための支援や調整を行い、サービス等利用計画案を作成します。また、サービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。
地域移行支援	障がい者支援施設等に入所している方または精神科病院に入院している方に、住居の確保その他の地域生活移行のための活動に関する相談等を行います。
地域定着支援	施設・病院からの退所・退院、一人暮らしに移行した人、地域生活が不安定な方に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等の相談を行います。

② 第6期計画における見込量算出の考え方

- 平成30年度から令和2年度の利用者数および利用量の実績を勘案し、令和5年度までの見込量を算出します。
- 計画相談支援については、障害福祉サービス利用者全てを対象としています。
- 地域移行支援については、入所支援、精神科病院から地域生活への移行者数を勘案しています。
- 地域定着支援については、地域生活への移行者数、居宅において単身で生活し、地域生活が不安定な方を勘案しています。

③ 第6期計画における見込み

サービス名	区分	第6期計画（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人/月	27	28	28
地域移行支援	人/月	1	1	1
地域定着支援	人/月	1	1	1

④ 見込量の確保に向けた方策

- 岐阜県と連携しながら、支援の担い手となる相談支援専門員の量的拡充と質的確保に努めます。
- 特別支援学校在校生への計画相談支援導入の流れ（時期、関わる相談支援事業所等）を確立し、周知に努めます。
- 計画相談支援等の実施に伴い相談支援専門員が把握したニーズや課題を御嵩町地域自立支援協議会へ集約し、適切な支援が受けられるよう関係機関、事業所との連携を図ります。
- 障がい者支援施設等と事業所との情報共有を行い、スムーズな地域移行が可能となるよう取り組みます。

3 地域生活支援事業の実施に関する事項

地域生活支援事業は、障がい者が安心して自律した地域生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態により市町村または都道府県が行うこととされ、法律上実施すべき必須事業に加え、障害福祉サービス等の提供状況や障がい者のニーズに基づいて、必要な事業を実施することができるとされています。

(1) 必須事業

① サービスの概要

サービス名	サービスの内容
理解促進研修・啓発事業	日常生活や社会生活を営む上で支障となる「社会的障壁」を除去するため、障がいに対する理解を促進する研修や啓発事業を行います。
自発的活動支援事業	自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう地域における自発的な取り組みを支援します。
障害者相談支援事業	障がい者が住み慣れた地域の中で安心して生活できるよう、基幹相談支援センターの設置等相談体制の充実を図り、より良い支援方法の提供を行います。
基幹相談支援センター等機能強化事業	相談支援事業を適正かつ円滑に実施できるよう、専門的職員を設置し、相談支援機能の強化を図ります。
住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由で入居が困難な方に、入居に必要な調整や地域生活等の支援を行います。
成年後見制度利用支援事業	障がい者の権利擁護のため成年後見制度を利用することが適当であると認められる方に、成年後見制度の利用を支援します。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度の後見業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備します。
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚、言語機能、音声機能などの障がいにより、意思疎通を図ることが困難な方に、手話通訳者等の派遣を行います。
手話通訳者設置事業	聴覚、言語機能、音声機能などの障がいにより、意思疎通を図ることが困難な方に、窓口到手話通訳者等の設置を行います。
日常生活用具給付事業	日常生活上の便宜を図るため、日常生活上必要となる生活用具の支給を行います。
手話奉仕員養成研修事業	手話で日常生活の会話ができる知識や表現技術を習得した手話奉仕員の養成を図ります。
移動支援事業	障がい者の社会生活上必要不可欠な外出および余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動支援を行います。
地域活動支援センター	創作的な活動や生産活動、社会との交流促進など多様な活動の場を設けます。

② 第6期計画における見込量算出の考え方

- 平成30年度から令和2年度の利用者数ならびに利用量の実績を勘案し、令和5年度までの見込量を算出します。

③ 第6期計画における見込み

サービス名	区分	第6期計画（見込み）			
		2021年度 （令和3）	2022年度 （令和4）	2023年度 （令和5）	
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	無	無	有	
自発的活動支援事業	実施の有無	無	無	有	
障害者相談支援事業	実施箇所	7	7	7	
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有	
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	無	無	有	
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	有	
成年後見制度利用支援事業	実利用者数	1	1	1	
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	有	
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用件数	8	10	10	
手話通訳者設置事業	設置人数	0	0	0	
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	給付件数	3	3	3
	自立生活支援用具	給付件数	3	3	3
	在宅療養等支援用具	給付件数	3	3	3
	情報・意思疎通支援用具	給付件数	2	2	2
	排泄管理支援用具	給付件数	457	457	457
	居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	給付件数	1	1	1
手話奉仕員養成研修事業	講習修了者数	3	3	3	
移動支援事業	実利用者数	6	6	6	
	利用時間数	440	440	440	
地域活動支援センター	箇所（町内）	0	0	0	
	箇所（町外）	3	3	3	
	延べ利用者数	700	700	700	

見込量の確保に向けた方策

- 障がい者を取り巻く地域の理解促進を図るとともに、総合的・専門的な支援体制の充実を図ります。
- 障害福祉サービス事業所や NPO 法人等による地域活動支援センターの設置を支援するとともに、適切な運営とサービスの質の向上を促します。
- 障がい者の地域生活を支援するため、必要な支援の充実を図ります。
- 地域における重度身体障がい者のニーズへの対応に努めます。
- 障がい者の社会参加を促進するため、広報等による周知を図るとともに、適正な事業運営を進めていきます。

(2) 任意事業

① サービスの概要

サービス名	サービスの内容
訪問入浴事業	在宅の重度身体障がい者で、自力または家族等の介助だけでは入浴が困難な方に、訪問入浴を行います。
日中一時支援事業	障がい者の日中における活動の場を確保し、介護者の負担軽減を図ります。

② 第6期計画における見込量算出の考え方

- 平成 30 年度から令和2年度の利用者数ならびに利用量の実績を勘案し、令和5年度までの見込量を算出します。

③ 第6期計画における見込み

サービス名	区分	第6期計画（見込み）		
		2021年度 （令和3）	2022年度 （令和4）	2023年度 （令和5）
訪問入浴事業	実利用者数	1	1	1
日中一時支援事業	実利用者数	25	28	28

見込量の確保に向けた方策

- 重度身体障がい者の地域での生活を支援するため、ニーズへの対応に努めます。
- 障がい者の地域生活を支援するため、広報等による周知を図るとともに、適正な事業運営を進めていきます。
- 障害福祉サービス事業所や特定非営利活動法人等による事業実施を促すとともに、適切な運営とサービスの質の向上を促します。

4 障害児通所支援等の利用見込と確保策等

(1) 障害児通所支援

① サービスの概要

サービス名	サービスの内容
児童発達支援	身体、知的、精神障がい（発達障がいを含む）のある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。
医療型児童発達支援	身体、知的、精神障がい（発達障がいを含む）のある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練および医療的管理下において必要な治療を行います。
放課後等デイサービス	特別支援学校等に通学している児童に、授業終了後または休業日において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流その他の便宜を供与します。
保育所等訪問支援	保育園等に訪問し、他の幼児との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

② 第2期計画における見込量算出の考え方

○ 平成30年度から令和2年度の利用者数ならびに利用量の実績を勘案し、令和5年度までの見込量を算出します。

③ 第2期計画における見込み

サービス名	区分	第2期計画（見込み）		
		2021年度 （令和3）	2022年度 （令和4）	2023年度 （令和5）
児童発達支援	人/月	3	4	4
	人日/月	17	23	23
医療型児童発達支援	人/月	0	0	0
	人日/月	0	0	0
放課後等デイサービス	人/月	20	21	22
	人日/月	220	231	242
保育所等訪問支援	人/月	0	0	1
	人日/月	0	0	5
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	0
	人日/月	0	0	0

④ 見込量の確保に向けた方策

- 既存の障害児通所支援事業所に対し、利用の拡大を働きかけるとともに、発達段階に合わせて、専門的に支援を受けることができる事業所の確保に努めます。
- 既存の障害福祉サービス事業所に対し、障害児通所支援への新規参入を働きかけます。
- 町内だけでは確保が難しいサービスについては、近隣市町の事業所での利用がしやすくなるよう、連携の強化や情報提供の充実に努めます。
- 障がいのある子どもや発達に遅れのある子どもに対して、発達段階における課題を早期に発見し、適切な療育が受けられる体制づくりに努めます。
- 訪問支援等については、関係機関と連携をはかり、途切れのない支援に繋げることができるよう体制を整えていきます。
- 障がい児が利用できるサービスについて周知を行うとともに、地域の障がい児医療体制の支援に努めます。
- 放課後デイサービスについては、障がいの特性に応じた支援及び生活能力向上のための訓練ができるように事業所へ働きかけを行います。

(2) 障害児相談支援

① サービスの概要

サービス名	サービスの内容
障害児相談支援	障害児通所支援を利用するすべての児童に、相談支援専門員が利用のための支援や調整を行い、障がい児支援利用計画案を作成します。また、サービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。
医療的ケア児に対する関連分野支援を調整するコーディネーター	医療的ケア児が、身近な地域で必要な支援が受けられるように、福祉・保健・医療・保育・教育等の関連分野の支援を調整するためのコーディネーターを配置します。

② 第2期計画における見込量算出の考え方

- 平成 30 年度から令和2年度の利用者数ならびに利用量の実績を勘案し、令和5年度までの見込量を算出します。
- 障害児相談支援については、障害児通所支援の利用者全てを対象としています。

③ 第2期計画における見込み

サービス名	区分	第2期計画（見込み）		
		2021年度 （令和3）	2022年度 （令和4）	2023年度 （令和5）
障害児相談支援	人/月	5	6	7

④ 見込量の確保に向けた方策

- 指定障害児相談支援事業所の立ち上げに対する支援や、障害児相談支援体制の整備を図ります。
- 特別支援学校卒業者や、入所施設、医療機関から地域生活に移行する人等のニーズにも対応できるよう、町内だけでは確保が難しいサービスについては、近隣市町の事業所の利用がしやすくなるよう、連携強化や情報提供の充実に努めます。
- 障害児相談支援について、障がい児をとりまく環境に応じて柔軟に対応していけるよう、相談員の充実、相談体制の重層化を図り、体制を整えていきます。

第6章 計画の推進

1 計画の推進体制

「御嵩町障がい者支えあいプラン」においては、全庁的な連携のもとで積極的に事業を推進するため、庁内連絡会議において、その進捗状況の点検・評価を行うこととされています。

障害福祉サービス、障害児通所支援、地域生活支援事業等に関する本計画については、御嵩町障がい者地域自立支援協議会において、計画の進捗状況やサービス見込量、成果目標の達成状況について点検・評価を行います。

計画期間中においても、障がい者等のニーズの多様化、経済状況の変化などの社会環境の変化が予想されることから、これらの社会環境の変化や国の動向を踏まえ、効率的で弾力的な運用に努めます。

2 地域における各種関係団体、民間企業等との連携

障がい者等が暮らしやすい社会を実現するために、地域社会を構成する町民、NPO、ボランティア団体、サービス提供事業者、企業、社会福祉協議会及び行政などが協働の視点に立って、それぞれの役割を果たすとともに、相互に連携を図りながら、総合的かつ効果的な計画の実施に取り組みます。

また、障害福祉サービス等の利用者の状況等を踏まえ、必要に応じて国や県に対し要望や提言を行っていきます。

資料編

1 計画策定の経緯

本計画は、本来であれば策定委員会委員が一堂に会して協議を行い、その中で出た意見を計画に落としこみつつ策定を進めるものですが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、策定委員会の会議を開催することが困難となったため、事務局において、前計画の実績集計や資料収集、将来推計を行い、国の基本指針に沿ってまとめた計画案を、岐阜県に対して意見を求めるとともに、事業所や策定委員会へ意見聴取のうえ策定したものです。

2 用語解説

あ行

一般就労

一般企業などで雇用契約に基づいて就労したり、在宅就労したりすること。障害福祉サービス事業所などで就労する福祉的就労や、本格的な就労に向けた準備や訓練である中間的就労と対比して用いられる。

意思疎通支援

障がいのある人とない人の意思疎通を支援する手段として、意思疎通を図ることが困難な人に手話通訳者や要約筆記者の派遣を行ったり、代筆、代読等の意思の伝達支援を図ること。

移動支援

屋外での移動が困難な障がい者等に対して、社会生活において必要な外出や余暇活動等の社会参加のための外出時の支援を行うこと。

医療的ケア児

NICU（新生児集中治療室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。

医療的ケア児に関するコーディネーター

医療的ケア児に対し、医療的ケア児等に対する専門的な知識と経験に基づいて、支援に関わる関係機関との連携（多職種連携）を図り、とりわけ本人の健康を維持しつつ、生活の場に多職種が包括的に関わり続けることのできる生活支援システムを構築するための総合調整をする役割。

か行

基幹相談支援センター

市町村における相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置したり、知己における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施することにより、相談支援機能の強化を図ることを目的とする、地域生活支援事業（必須事業）における相談支援事業の一つ。

計画相談支援

市町村が指定した指定特定相談支援事業所が行う、障害福祉サービスを利用するための「サービス等利用計画」を作成するための支援。

さ行

社会的障壁

障がい者等にとって日常生活又は社会生活を営むうえで障壁（バリア）となるような社会における事物、制度、慣行、観念のその他一切のもの。

就労定着支援

一般就労した障がい者等が、職場に定着できるように支援を行うこと。就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定期間にわたり行う。

手話通訳者

音声言語を手話に、手話を音声言語に変換して通訳する人のこと。「手話通訳士」（厚生労働大臣認定資格）「手話通訳者」（都道府県等認定、全国統一試験合格者）「手話奉仕員」（市町村が実施する手話奉仕員養成講座修了者）がある。

障害者基本法

障がい者の自立と社会参加の支援等のための施策に関して基本理念を定め、国や地方公共団体の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより障がい者施策を総合的、かつ、計画的に進め、障がい者福祉を増進することを目的とする法律。

障害者雇用促進法（障害者の雇用の促進等に関する法律）

障がいの者の雇用の促進等を図ることを目的とした法律で、事業主に対して、一定割合の障がい者を雇用するように義務づけ、雇用分野における障がい者に対する差別禁止等、障がい者の雇用の安定を図るために様々な規定を設けている。

障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）

障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした法律で、障がいを理由とする

差別等の権利侵害行為の禁止や社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止等が規定されている。

障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）

障がい者及び障がい児が、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障がい者及び障がい児の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする法律。平成 25 年 4 月に障害者自立支援法から改正された。

成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分になった本人に代わり、家庭裁判所が選任した後見人などが財産管理や身上監護を行い、本人が安心して生活できるよう意思決定を支援する制度。法定後見人制度と任意後見制度がある。

た行

地域活動支援センター

障がい者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の厚生労働省で定める便宜を供与する施設。

地域自立支援協議会

障がい者等が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むために、地域の実情に応じ、中立・公平な立場で適切な相談支援ができる体制の整備を図るとともに、相談支援事業を効果的に実施するため、事業者、雇用、教育、医療等の関連する分野の関係者から組織されたもの。

な行

難病

原因が不明であったり、治療方法が確立していなかったり、後遺症を残す恐れがある疾病をいう。経過が慢性的で、医療費がかかることや、介護等に人手を要するために、家族にとっては経済的・精神的な負担が大きくなる。「筋萎縮性側索硬化症（ALS）」「潰瘍性大腸炎」「網膜色素変性症」「全身性エリテマトーデス」「ベーチェット病」「悪性関節リウマチ」「パーキンソン病」など。

は行

発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障害（AD/HA）その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

や行

要約筆記者

聴覚障がいのある人に話の内容をその場で手書きやパソコン入力により、文字にして伝える筆記通訳者のこと。話すスピードが書く（入力する）スピードを上回り、すべてを文字化することはできないため、話の内容を要約して筆記する。「要約筆記者」（都道府県認定、全国統一試験合格者）と「要約筆記奉仕員」（都道府県が実施する養成課程修了者）がある。

3 参考資料

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針
（平成十八年厚生労働省告示第三百九十五号）（抜粋）

二 市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項

市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画（以下「市町村障害福祉計画等」という。）においては、別表第二の二の項に掲げる事項、同表の三の項中各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援（以下「指定障害福祉サービス等」という。）並びに指定通所支援又は指定障害児相談支援（以下「指定通所支援等」という。）の種類ごとの必要な見込みに関する事項及び同表の四の項に掲げる事項は定めなければならない事項とし、同表の三の項中各年度における指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な見込みの確保のための方策に関する事項及び同表の五の項に掲げる事項は定めるよう努めなければならない事項とし、同表の一の項に掲げる事項、同表の六の項に掲げる事項及び同表の七の項に掲げる事項は盛り込むことが望ましい事項とする。また、次に掲げる点を考慮して作成を進めることが適当である。

1 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項

障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制を確保するため、第二に即して成果目標を設定する。また、当該成果目標に

については、これまでの取組を更に推進するものとなるよう、障害福祉計画の実績及び地域の実情を踏まえて設定することが適当である。

2 各年度における指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策

(一) 各年度における指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み

令和五年度までの各年度における指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの実施に関する考え方及び必要な量の見込みを定める。

その際には、別表第一を参考としつつ、現在の利用実績等に関する分析、障害者等のサービスの利用に関する意向、心身の状況等を勘案しつつ、地域の実情を踏まえて設定することが適当である。また、指定障害福祉サービスのうち生活介護、就労継続支援B型及び施設入所支援の必要な量の見込みについては、継続入所者の数を除いて設定するものとする。

さらに、指定障害福祉サービスの種類ごとの必要な量の見込みの設定にあたっては、障害児通所支援や障害児入所支援から障害福祉サービスへ円滑に支援の移行を図ることを考慮しながら設定することが必要である。

特に、障害児入所支援から障害福祉サービスへの支援の移行に当たっては、市町村は都道府県、学校、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所等の関係機関と連携しながら、障害児が指定障害児入所施設等（児童福祉法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設等をいう。以下同じ。）へ入所した後から、退所後の支援を見据え、十八歳以降の支援の在り方について、適切な時期に必要な協議が行われるよう体制整備を図っていくことが必要である。

(二) 指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の事業を行う者の確保に関する方策を定める。

この場合において、指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の事業を行う意向を有する事業者の把握に努めた上で、広く情報提供を行う等により多様な事業者の参入を促進する等の工夫を図ることが適当である。

特に、訪問系サービス及び指定通所支援については、障害者等の地域生活を支える基本事業であるため、各市町村において事業を実施する事業所を最低一カ所確保できるよう努める必要がある。また、指定通所支援等については、指定通所支援等の事業を行う者に対して、障害児に対する質の高い専門的な発達支援を行うことを徹底した上で、事業者の確保に努めることが必要である。さらに、指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の事業を行う事業所についてもその確保に努める必要がある。なお、小規模町村等において、訪問系サービスや指定通所支援を行う事業所を確保できない場合は、介護保険制度における訪問介護事業所や居宅介護支援事業所に対して、障害者総合支援法に基づく居宅介護事業

所としての指定を取るよう促すことや、共生型サービスの指定制度を周知することなどの工夫が必要である。加えて、障害者等が地域で安心して暮らしていくためには、介護者が病気等になったとき等に対応できる短期入所サービスの充実を図っていくことが重要であり、医療機関が実施する短期入所事業所を含めた指定短期入所事業所の確保に努める必要がある。

(三) 地域生活支援拠点等の整備及び機能の充実

地域生活支援拠点等の整備については、地域レベルでの取組の基礎とするため、障害者等の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、課題に応じてどのような機能をどの程度備えるべきかについて、障害福祉サービスや相談支援等のニーズ、既存の障害福祉サービスや相談支援等の整備状況、基幹相談支援センターの設置状況等、地域の実情に応じて、地域生活支援拠点等として在るべき姿を検討することが求められる。検討に当たっては、協議会等を十分に活用することが必要である。

また、地域生活支援拠点等を運用していく中で明らかになった課題、例えば、現状の地域生活支援拠点等だけでは対応が困難な地域や障害種別、障害特性等については、協議会等を活用することで情報を共有し、機能を補完する方策の検討や関係者への研修の実施等を通じて、地域生活支援拠点等が整備された後も地域のニーズや課題に答えられているか、機能の水準や充足状況は十分であるかについて継続的に検証及び検討を行うことで、障害者やその家族等の生活を地域全体で支える中核としての役割を担うに相応しい体制を整備する必要がある。

当該検証及び検討に当たっては、地域生活支援拠点等に関与する全ての機関及び人材の有機的な連携を図ることを意識するとともに、都道府県障害福祉計画とも調和が保たれたものとする必要がある。

(四) 圏域単位を標準とした指定障害福祉サービス及び指定通所支援の見直し並びに計画的な基盤整備の方策

施設入所者の地域生活への移行や精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、障害児支援の提供体制の整備その他地域における課題を踏まえ、これらの課題への対応が立ち後れている市町村においては、必要となる指定障害福祉サービス及び指定通所支援の基盤整備を着実に行うために都道府県との協働により計画的に指定障害福祉サービス及び指定通所支援の基盤整備を行うことが必要である。

このため、このような市町村においては、都道府県が三の二の(四)によりサービスの種類及び量の見直し並びに整備計画を作成する際には、協働により作成作業を行うとともに、当該整備計画等において関連する内容を市町村障害福祉計画等に反映することが必要である。

3 市町村の地域生活支援事業の実施に関する事項

市町村の地域生活支援事業の実施に関して、第二に定める成果目標の達成に資するよう地域

の実情に応じて、次の事項を定める。

- (一) 実施する事業の内容
- (二) 各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み
- (三) 各事業の見込量の確保のための方策
- (四) その他実施に必要な事項

4 関係機関との連携に関する事項

- (一) 指定障害福祉サービス等及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る関係機関との連携に関する事項

第二に定める成果目標の達成に向けて、障害保健福祉の観点からのみならず、医療、教育、雇用等の分野を超えた総合的な取組が不可欠であり、医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関と連携することが必要である。

- (二) 指定通所支援等の提供体制の確保に係る関係機関との連携に関する事項

第二に定める成果目標の達成に向けて、障害保健福祉の観点からのみならず、保健、医療、児童福祉、教育等の分野を超えた総合的な取組が不可欠であり、医療機関、教育機関その他の関係機関と連携することが必要である。

別表第二

事項	内容
一 市町村障害福祉計画等の基本的理念等	市町村障害福祉計画等に係る法令の根拠、趣旨、基本的理念、目的及び特色等を定めること。
二 提供体制の確保に係る目標 (一)障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標	障害者について、施設入所者の地域生活への移行、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、地域生活支援拠点等が有する機能の充実、福祉施設の利用者の一般就労への移行等を進めるため、この基本指針に即して、地域の実情に応じて、令和五年度における成果目標を設定すること。
(二)障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標	障害児支援の体制整備を推進するため、この基本指針に即して、地域の実情に応じて、令和五年度における成果目標を設定すること。

<p>三 支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策</p> <p>(一) 各年度における指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策各年度における指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策</p>	<p>① 別表第一を参考として、⑤の令和五年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）を勘案しながら、地域の実情を踏まえて、令和五年度までの各年度における市町村ごとの指定障害福祉サービス等の種類ごとの実施に関する考え方及び必要な量の見込みを定めること。</p> <p>② 指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策を定めること。</p> <p>③ 各地域の個別の状況に応じた地域生活支援拠点等の整備の方策を定めること。</p> <p>④ 圏域単位を標準とした指定障害福祉サービスの見通し及び計画的な基盤整備の方策を定めること。</p> <p>⑤ 当該市町村が属する都道府県が別表第四の三の項に掲げる式により算定した、当該都道府県の区域（地方自治法第五条第一項の区域をいう。以下この⑤及び別表第四において同じ。）における令和五年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）を勘案して、当該市町村の区域における令和五年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）を定めること。</p>
<p>(二) 各年度における指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策</p>	<p>①別表第一を参考として、令和五年度までの各年度における市町村ごとの指定通所支援等の種類ごとの実施に関する考え方及び必要な量の見込みを定めること。</p> <p>②指定通所支援等の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策を定めること。</p> <p>③圏域単位を標準とした指定通所支援の見通し及び計画的な基盤整備の方策を定めること。</p>
<p>四 市町村の地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項</p>	<p>市町村が実施する地域生活支援事業について、第二に定める成果目標の達成に資するよう地域の実情に応じて、次の事項を定めること。</p> <p>① 実施する事業の内容</p> <p>② 各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み</p> <p>③ 各年度の見込量の確保のための方策</p> <p>④ その他実施に必要な事項</p>
<p>五 関係機関との連携に関する事項</p> <p>(一) 指定障害福祉サービス等及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関</p>	<p>市町村の障害保健福祉部局と医療機関、教育機関等関係機関との連携方法等を定めること。</p>

その他の関係機関との連携に関する事項	
(二) 指定通所支援等の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項	市町村の障害保健福祉部局と医療機関、教育機関等関係機関との連携方法等を定めること。
六 市町村障害福祉計画等の期間	市町村障害福祉計画等の期間を定めること。
七 市町村障害福祉計画等の達成状況の点検及び評価	各年度における市町村障害福祉計画等の達成状況を点検及び評価する方法等を定めること。

第6期御嵩町障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画

令和3年3月

発行：岐阜県御嵩町

編集：福祉課

〒505-0192 岐阜県可児郡御嵩町御嵩 1239 番地 1

TEL：0574-67-2111

FAX：0574-67-1875

